五　検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を受けている者

六～八　（略）

（基礎級の技能検定の受検資格）

**第六十四条の五**　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三の三　（略）

四　検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者

五　検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を受けている者

六～八　（略）

（単一等級の技能検定の受検資格）

**第六十四条の六**　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

一の二　検定職種に関し、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者

二～四　（略）

（法第九十二条各号に掲げる者に対する修了証書）

**第八十条**　（略）

2　（略）

3　第一項の修了証書を交付された者が技能検定を受ける場合においては、当該者が修了した職業訓練等の訓練課程に応じ、普通課程若しくは短期課程の普通職業訓練、応用課程、専門課程、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は第三十六条の五の表の指導員養成課程若しくは高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者が技能検定を受ける場合に適用されるこの省令の技能検定の受検資格及び技能検定試験の免除に係る規定が適用されるものとする。

**別表第二**（第十条関係）

普通課程の普通職業訓練

一～四　（略）

| 訓練科 | | 訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲 | 教科 | 訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。） | 設備 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訓練系 | 専攻科 | | | | 種別 | 名称 |
| （略） | | | | | | |

五　検定職種に関し、長期養成課程の指導員養成訓練を受けている者

六～八　（略）

（基礎級の技能検定の受検資格）

**第六十四条の五**　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎級の技能検定については、それぞれ次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三の三　（略）

四　検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者

五　検定職種に関し、長期養成課程の指導員養成訓練を受けている者

六～八　（略）

（単一等級の技能検定の受検資格）

**第六十四条の六**　（略）

2　（略）

3　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

一の二　検定職種に関し、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者

二～四　（略）

（法第九十二条各号に掲げる者に対する修了証書）

**第八十条**　（略）

2　（略）

3　第一項の修了証書を交付された者が技能検定を受ける場合においては、当該者が修了した職業訓練等の訓練課程に応じ、普通課程若しくは短期課程の普通職業訓練、応用課程、専門課程、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練又は長期養成課程若しくは短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者が技能検定を受ける場合に適用されるこの省令の技能検定の受検資格及び技能検定試験の免除に係る規定が適用されるものとする。

**別表第二**（第十条関係）

普通課程の普通職業訓練

一～四　（略）

| 訓練科 | | 訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲 | 教科 | 訓練期間及び訓練時間（単位は時間とする。） | 設備 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 訓練系 | 専攻科 | | | | 種別 | 名称 |
| （略） | | | | | | |